

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則
- ◇告 示 入会林野整備計画の適否の決定(二件)
漁船損害補償法による義務付保の同意についての手續
土地改良事業の工事の完了
都市計画の変更に係る図書の縦覧
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 蚕業改良指導員資格試験の実施

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十四号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「掲げる資金」の下に「及び第七号に掲げる資金(知事が定めるものに限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百九十七号

船岡町西谷入会林野整備組合組合長船岡町大字西谷一一六番地池本照正から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十九年八月五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

西谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十八号

船岡町和見谷入会林野整備組合組合長船岡町大字下野六七七番地林和里から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十九年八月五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

和見谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出事項	指定漁船調査の縦覧
発起人の住所及び氏名 米子市両三柳二一九五 倉本善正 米子市皆生 二五七ノ一四 八原棟一	加入区 米子 加入区 米子市 漁業協同組合
漁船損害補償法 第百十三条第一 項の申出の相手 方となる漁業協 同組合の名称	縦覧期間 昭和四十九年 八月十六日か ら昭和四十九 年八月三十日 まで
	縦覧場所 米子市 漁業協同組合

鳥取県告示第七百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、溝口町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の

届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
谷川地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十日
二部地区農道整備事業	昭和四十九年三月十八日
長山地区農道整備事業	昭和四十九年三月十日
中租地区農業用排水事業	昭和四十八年十二月十日
上野地区農業用排水事業	昭和四十八年十一月二十九日
溝口地区農業用排水事業	昭和四十八年十一月十三日

鳥取県告示第七百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を、変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画の変更に係る土地の区域
第五・五・一号 湊山公園
変更する部分
- 米子市西町及び久米町

追加する部分

米子市内町並びに同町、西町及び久米町地先埋立地

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

昭和四十九年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年八月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十九年八月二十日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 昭和四十九年度白ばら研修会の開催について

公 告

産業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和49年8月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験期日
昭和49年10月21日 午前10時から午後4時まで
- 2 試験場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁
- 3 受験願書の受付期間
昭和49年 9月20日から 9月30日まで
- 4 受験願書等の提出先
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部蚕糸課
- 5 その他
試験について不明の点は、鳥取県農林部蚕糸課に照会すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】